

グリーン調達ガイドライン

制 定 2025年 4月 15日

施 行 2025年 4月 15日

版 数 1版

岩崎電気株式会社

目 次

1 目的.....	1
2 適用範囲.....	1
3 用語の説明.....	1
4 グリーン調達ガイドラインの考え方.....	2
4.1 グリーン調達の運用.....	2
5 グリーン調達ガイドラインの要求事項.....	3
5.1 環境管理体制.....	3
5.2 環境保全活動.....	3
5.3 製品含有化学物質管理.....	3
5.4 指定禁止物質の非含有.....	3
6 お取引の流れ	4
7 付則.....	5
7.1 情報の取扱い	5

様式 1 取引先環境管理体制評価表

様式 2 製品含有禁止化学物質の非含有保証書

様式 3 グリーン調達ガイドライン確認書

1 目的

岩崎電気株式会社及びグループ各社（以下「弊社」）は、「環境方針」に基づき、地球環境保全を最重要課題と認識して環境負荷を低減させる活動を推進しています。

その一環として、環境負荷の少ない調達品を優先的に購入するグリーン調達に取組み、事業を通じて持続可能な社会の実現に貢献いたします。

2 適用範囲

弊社が指定した調達品に適用します。

a) 製品、半製品

b) 原材料

鋼材、薬品類、塗料、テープ、紙 など

c) 部品

半導体、電子部品、LED、プリント基板、センサー（デバイス）、機構部品（アルミダイカストケース、樹脂部品、板金部品等のメカニカル部品）など

d) 包装材

段ボール、緩衝材、結束バンド、ビニール袋、ストレッチフィルム、ガムテープなど

e) 副資材

取扱説明書、添付書類、はんだ、接着剤など

また、製造工程中に製品構成資材に直接接触するもの（金型、製造設備など）、又は洗浄工程など残留する可能性のあるものも同様な扱いとします。

3 用語の説明

3.1 エコアクション21

中小企業向けの環境マネジメントシステム（EMS）。環境省がガイドラインを策定。

3.2 改正RoHS指令（RoHS2）

EUの法規制で、電気・電子機器における計10物質の使用を原則禁止した指令。

3.3 chemSHERPA（ケムシェルパ）

経済産業省主導で開発された、製品含有化学物質の成分情報、遵法判断情報を伝達するためのツール。

3.4 REACH規則

EUの法規制で、約3万種類の化学物質を年間1t以上製造・輸入する事業者に対して登録・評価・認定を義務付けている。

3.5 SVHC

REACH規則における認可対象物質（附属書14）の候補として指定される高懸念物質（発がん性、生殖毒性、高残留、高蓄積性物質など）。

4 グリーン調達ガイドラインの考え方

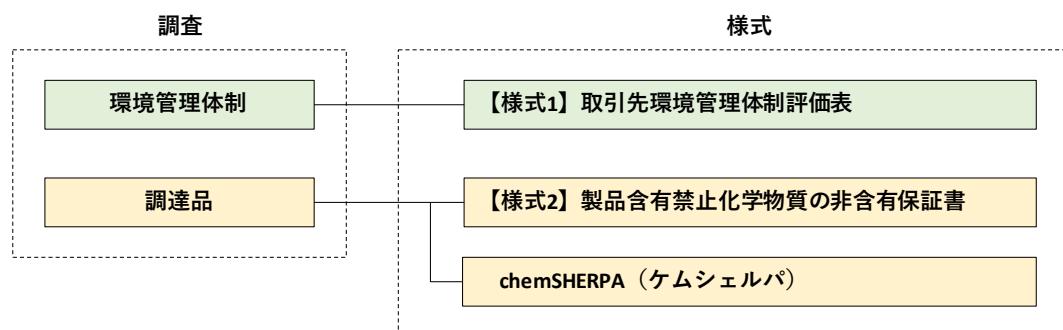
グリーン調達とは、環境負荷の少ない調達品や環境負荷低減に積極的に取り組んでいるお取引先から優先的に調達するものです。

お取引先の「環境管理体制」を定期的に評価させていただき回答結果から判定を行います。

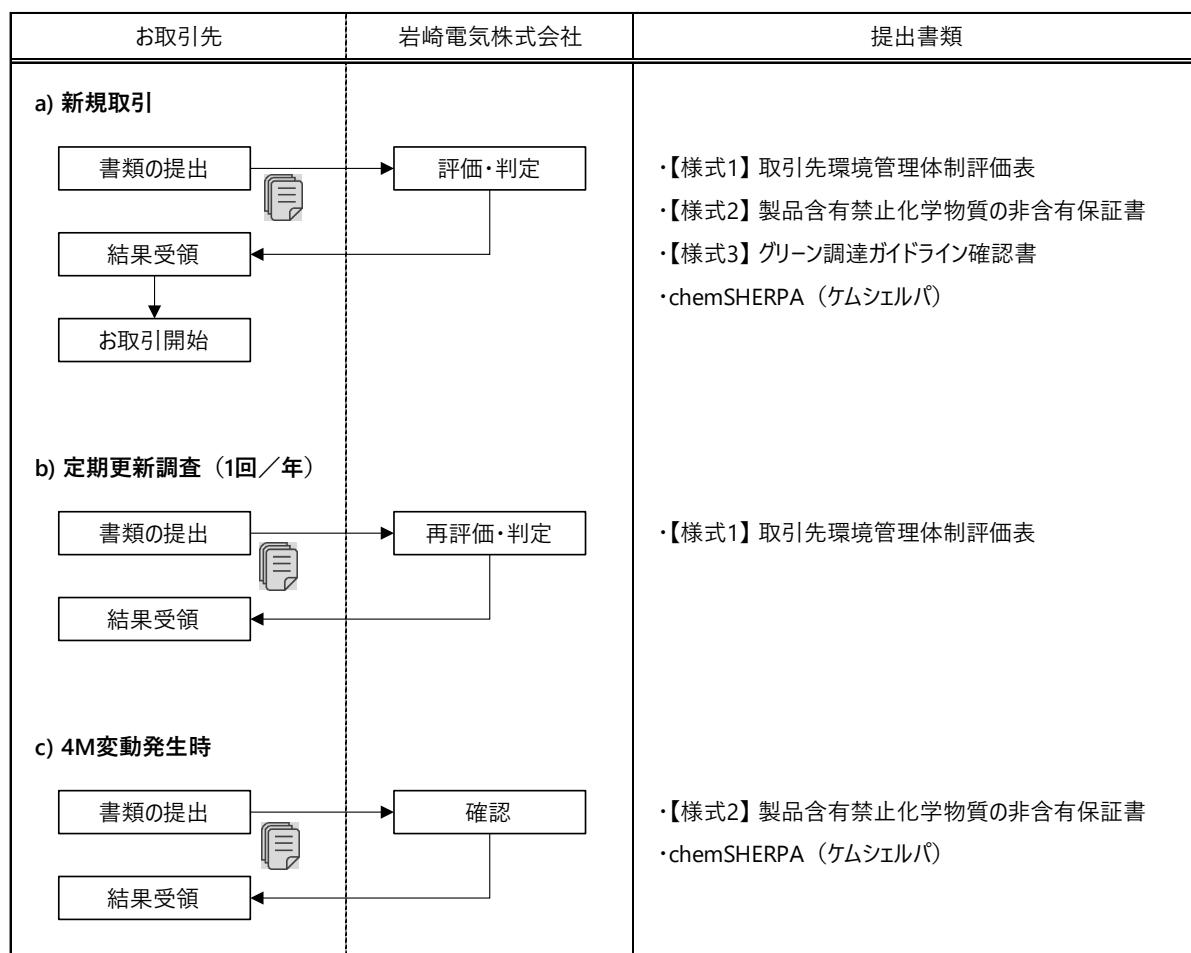
高評価のお取引先から調達を優先させていただきます。

4.1 グリーン調達の運用

グリーン調達の調査は、「①環境管理体制 ②調達品の含有化学物質」に関する情報について行います（下図参照）。



グリーン調達の運用は、下図に基づき行います。



5 グリーン調達ガイドラインの要求事項

次の項目が、お取引先への要求事項及び選定評価の基準となります。

- 5.1 環境管理体制
- 5.2 環境保全活動
- 5.3 製品含有化学物質管理
- 5.4 指定禁止物質の非含有

5.1 環境管理体制

環境管理活動を有効に実施していただくために、環境マネジメントシステムの構築をお願いします。
以下のマネジメントシステムを推奨します。

- ・環境マネジメントシステム ISO14001 (JISQ14001)
- ・エコアクション21
- ・KES・環境マネジメントシステム・スタンダード（京都発の民間の EMS）
- ・エコステージ（一般社団法人エコステージ協会）

5.2 環境保全活動

次の環境活動の推進をお願いします。

- ・温室効果ガス (CO₂ など) 排出量の把握及び削減、再生可能エネルギーの導入
- ・廃棄物の削減活動、環境に配慮した梱包材の導入（再利用、リサイクル、脱プラ）
- ・水資源の保全
- ・環境に配慮した輸送（輸送回数の効率化、アイドリングストップ）

5.3 製品含有化学物質管理

納入品に含有される化学物質を把握・管理する仕組みの構築・運用をお願いします。

必要に応じて、現地監査を実施させていただきます。

5.4 指定禁止物質の非含有

弊社への納入品には、弊社が指定する禁止物質の含有を禁止いたします（**様式2 参照**）。

国内外の法規制又は弊社が使用禁止とした物質です。

5.4.1 対象法規制

(国内の法令)

- ・化審法（第一種特定化学物質）
- ・労働安全衛生法（製造禁止物質）
- ・オゾン層保護法

(海外の法令)

- ・EU RoHS 指令
- ・EU 包装およびその廃棄物指令
- ・EU REACH 規則 Annex XVII 制限物質
- ・米国 TSCA（有害物質規制法）
- ・モントリオール議定書 オゾン層破壊物質
- ・ストックホルム条約 附属書 A 掲載物質 (EU POPs 規則)

6 お取引の流れ

4.1 運用図に基づき行います。ご提出いただく書類は下表のとおりです。

	提出書類	a) 新規 取引	b) 定期 更新	c) 4M 変動	d) 個別 依頼
環境管理体制	【様式 1】取引先環境管理体制評価表	○	○	-	○
調達品	【様式 2】製品含有禁止化学物質の非含有保証書	○	-	○	○
	chemSHERPA（製品含有化学物質調査票）※1	○	-	○	○
	分析証明書（認証機関発行）※2	-	-	-	○
-	【様式 3】グリーン調達ガイドライン確認書	○	-	-	-

※1 右記 URL からツールを入手できます。https://chemsherpa.net/

※2 弊社から要請のある場合に、提出をお願いします。

※3 弊社顧客要求等により「REACH 規則による SVHC 含有調査」をお願いする場合があります。

a) 新規取引

弊社担当部門より、お取引先へ対象の書類データを送付いたします。

書類に記入し、弊社担当部門へご提出ください。

ご提出いただいた書類を弊社で評価・判定し結果をお知らせします。

評価結果が高いお取引先を優先して調達を進めさせていただきます。

※お取引先が「商社」様の場合、仕入れ先への調査をお願いいたします。

※評価基準点に満たない場合、改善要請又は指導支援する場合があります。

b) 定期更新調査

原則 1 年に 1 回、対象の書類をご提出いただきます。

c) 4M 変動発生時

仕様変更、設計変更、材料変更、仕入れ先の変更、加工条件の変更などがあった場合に、対象の書類をご提出いただきます。

d) 個別依頼

必要に応じて弊社より調査依頼をさせていただきます。

【環境管理体制】

- ・環境管理体制に変更があったとき
- ・不具合発生などにより管理体制が不十分と判断したとき

【調達品】

- ・調達品について弊社顧客要求があった場合など

7 付則

7.1 情報の取扱い

- ・ご提出いただいた記入結果やその他の資料は当社内で使用し、貴社ノウハウ・機密事項情報に関して互いに取り決めた場合、又は公的機関から提出を求められたときを除き外部へ公表いたしません。なお、ご提出いただいた情報でお取引先の企業秘密に関する内容がありましたら、弊社担当部門へご連絡ください。
- ・本ガイドラインは、予告なく改訂する場合があります。最新版は弊社ホームページを参照又は弊社担当窓口にご確認をお願いいたします。
- ・法令の変更や顧客要求に応じてフォーマットを別途指定し調査することがありますので、ご協力お願いいたします。

【改定履歴】

版数	制改訂年月日	内容
1	2025 年 4 月 15 日	新規発行

グリーン調達ガイドラインの最新版は、弊社 Web サイトに掲載しております。

【お問い合わせ先】

岩崎電気株式会社 購買調達統括部

TEL : 048(501)5367

E-mail : koubai@eye.co.jp

【様式1】 取引先環境管理体制評価表

作成日	
貴社名	
回答部署	
回答者	
業態	
業者コード	

項目	No.	評価項目	回答	評価点
環境管理体制	1 管理システム構築	1 構築し、認証を取得している (ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージ、第三者自己適合宣言など) 2 構築し、認証を取得予定 3 構築し、認証取得を考えているが未着手 4 構築していない	①認証名称： ②認証登録日： 年 月 日 ③認証番号： ④取得予定日： 年 月 日	
	2 企業理念・方針	1 企業理念、方針がある 2 作成予定 3 作成を考えているが未着手 4 作成を考えていない	1 添付ください 2 作成予定日： 年 月 日	
	目標・計画・組織	3 環境保全に関する目標、計画表がありますか？ 1 目標、計画表がある 2 作成予定 3 作成を考えているが未着手 4 作成を考えていない	1 添付ください 2 作成予定日： 年 月 日	
		4 環境管理の責任者を明確にしていますか？ 1 任命している 2 任命予定 3 任命を考えているが未着手 4 任命を考えていない	1 責任者： 2 任命予定日： 年 月 日	
	5 グリーン調達	1 実施している 2 実施予定 3 実施を考えているが未着手 4 実施していない ※環境負荷の少ない製品を優先し調達している ※環境保全に取り組む企業を優先し調達している	1 具体例・実績 2 実施予定日： 年 月 日	
環境保全活動	6 気候変動対応	1 実施している 2 実施しているが目標・計画は策定中 3 実施しているが目標・計画はない 4 実施していない 温室効果ガス（CO2など）排出の削減目標・計画を立てて、実績管理を実施していますか？（電気、ガス、燃料の使用量低減、再生エネルギーの導入など）	1 具体例・実績 2 作成予定日： 年 月 日	
	循環型社会の実現	1 実施している 2 実施しているが目標・計画は策定中 3 実施しているが目標・計画はない 4 実施していない 自社の事業活動による廃棄物排出量を把握し、削減活動を実施していますか？	1 具体例・実績 2 作成予定日： 年 月 日	
		1 実施している 2 実施しているが目標・計画は策定中 3 実施しているが目標・計画はない 4 実施していない 環境に配慮した梱包材の導入を実施していますか？（リユース化、リサイクル化、脱プラなど）	1 具体例・実績 2 作成予定日： 年 月 日	
	9 水質保全	1 実施している 2 実施しているが目標・計画は策定中 3 実施しているが目標・計画はない 4 実施していない 水資源の保全を実施していますか？（使用量の削減、水質汚濁による影響の把握・管理など）	1 具体例・実績 2 作成予定日： 年 月 日	
	10 輸送	1 実施している 2 実施しているが目標・計画は策定中 3 実施しているが目標・計画はない 4 実施していない 環境に配慮した輸送を実施していますか？（アイドリングストップ、輸送回数の低減、包装軽量化、環境配慮車の導入など）	1 具体例・実績 2 作成予定日： 年 月 日	
化学物質管理	11 管理システム	1 実施している 2 実施予定 3 実施を予定しているが未着手 4 実施していない 製品含有化学物質を把握、管理する体制を構築し運用していますか？（情報収集・伝達する仕組み、手順書など）	1 具体例・実績 2 実施予定日： 年 月 日	
	12 製品含有化学物質の情報伝達	1 実施している 2 実施予定 3 実施を予定しているが未着手 4 実施していない chemSHERPAツールによる情報伝達を実施していますか？	1 具体例・実績 2 作成予定日： 年 月 日	

総得点

評価ランク

製品含有禁止化学物質の非含有保証書

作成日 : _____
 会社名 : _____
 責任部署名 : _____
 責任者名 : _____ 印
 電話番号 : _____
 E-mail : _____

当社は、岩崎電気株式会社に直接または第三者を通じて納入する全ての「製品、半製品、原材料、部品、包装材、副資材などに、下記に記載する化学物質が含まれないことを保証します。

含有禁止物質

No.	対象物質	規制値	関連する法規制
1	カドミウム及びその化合物	100ppm未満	EU RoHS指令 EU REACH規則 付属書XVII
2	六価クロム化合物	1000ppm未満	EU RoHS指令 EU REACH規則 付属書XVII
3	鉛及びその化合物	1000ppm未満	EU RoHS指令 EU REACH規則 付属書XVII
4	水銀及びその化合物	1000ppm未満	EU RoHS指令 EU REACH規則 付属書XVII
5	ポリ臭化ビフェニール類 (PBB類)	意図的使用禁止かつ1000ppm未満	EU RoHS指令 EU REACH規則 付属書XVII
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE類)	意図的使用禁止かつ1000ppm未満	EU RoHS指令 EU REACH規則 付属書XVII 米国 TSCA PBT規則
7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	1000ppm未満	EU RoHS指令 EU REACH規則 付属書XVII
8	フタル酸ジブチル(DBP)		
9	フタル酸ブチルベンジル(BBP)		
10	フタル酸ジイソブチル(DIBP)		
11	アスベスト類	意図的使用禁止	EU REACH規則 付属書XVII 労働安全衛生法(製造禁止)
12	ポリ塩化ビフェニル (PCB) 類	意図的使用禁止	化審法 POPs条約
13	ポリ塩化ナフタレン (塩素数が1以上の物質)	意図的使用禁止	化審法 POPs条約
14	短鎖型塩化パラフィン (C10-13)	意図的使用禁止	化審法 POPs条約
15	特定アミンを形成するアゾ 染料、顔料	意図的使用禁止かつ特定アミンとして 30mg/kg(30ppm)未満	EU REACH規則 付属書XVII
16	オゾン層破壊物質	意図的使用禁止	オゾン層保護法 モントリオール議定書
17	ホルムアルデヒド	意図的使用禁止	ドイツ 化学品禁止規則 デンマーク ホルムアルデヒド規制
18	パーグロロオクタンスルホン酸及びその塩(PFOS)	意図的使用禁止	POPs条約 化審法
19	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	意図的使用禁止	EU REACH規則 付属書XVII 化審法
20	フマル酸ジメチル (DMF) (ジメチルフマレート)	意図的使用禁止かつ0.1ppm未満	EU REACH規則 付属書XVII
21	三置換有機スズ化合物 (TBT、TPT、TBTO化合物含む)	意図的使用禁止かつ1000ppm未満 (スズ含有濃度)	EU REACH規則 付属書XVII 化審法

※EU RoHS 指令、REACH指令の適用除外が認められているもの、及び貴社からの支給材は対象外とします。

※包装材の場合、カドミウム、六価クロム、鉛、水銀の4物質の含有量合計を、重量比で100 ppm未満とすること（容器包装指令）。

樣式 3

岩崎電気株式会社 行

岩崎電気グループ グリーン調達ガイドライン 確認書

「岩崎電気グループ グリーン調達ガイドライン 第1版」を確認しました。
貴社との取引に当たり、当該ガイドラインを遵守し、調査依頼事項などに対して協力いたします。

確認日	年 月 日
会社名	
責任部署名	
責任者名	役職： 氏名： 印

内容をご確認後、必要事項を記入・捺印の上、ご返送ください。